

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援
交付金（介護分）に係る消費税及び地方消費税の
仕入控除税額（返還額）報告マニュアル
＜介護分＞

消費税の申告義務がないなど、仕入控除税額が0円の場合を含めて、
交付金を受けた全ての事業者が報告をする必要があります。

令和3年8月

静岡県健康福祉部福祉長寿局
福祉指導課

目次

1	仕入控除税額報告の概要	1
2	仕入控除税額の計算	
	仕入控除税額フローチャート	2
	返還額が0円の場合	3
3	返還額が0円の場合の県への報告	4
4	返還額がある場合の県への報告	6
5	消費税仕入控除税額に関するQ & A	7

○本資料は、静岡県から新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護分）（以下、「交付金」）を受けた介護保険サービス事業所等が消費税の仕入控除税額の報告を行うためのものです。（報告者は、介護保険サービス事業所等を運営する法人等となり、交付申請の単位ごとに報告が必要です。）

○仕入控除税額が0円でも報告が必要です。

○介護慰労金事業のみ交付確定を受けた法人等についても仕入控除税額の報告が必要です。

○消費税の申告方法については、税理士や税務署にご相談ください。

○消費税や仕入控除税額等についての詳しい内容については、国税庁のHP（<https://www.nta.go.jp>）をご確認ください。

○資料中「補助金」と表記されているものがありますが、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護分）は、補助金に該当しますので、御了承ください。

1 仕入控除税額報告の概要

(1) 消費税の納付と補助金（交付金）について

事業者は、課税売上げに係る消費税額から、課税仕入れに係る消費税額(以下「仕入控除税額」という。)を控除した金額を、税務署に納付します。

○一般課税の場合の例

売上 (収入)	課税売上 550 万円 (消費税額 50 万円)	非課税売上 200 万円
	(納付税額 20 万円)	
仕入 (支出)	課税仕入 330 万円 (仕入控除税額 30 万円)	非課税仕入 420 万円

一方、補助金（交付金）は、消費税の負担を目的とした部分があるにも関わらず、制度上、非課税売上として計上されており、結果として、補助金に組み込まれた消費税相当額が、消費税負担（支出）という目的に使用されないこととなります。

○一般課税で補助金がある場合の例

売上 (収入)	課税売上 440 万円 (消費税額 40 万円)	非課税売上 310 万円 補助金 110 万円 (消費税額 10 万円)
	(納付税額 10 万円)	
		返還額
仕入 (支出)	課税仕入 330 万円 (仕入控除税額 30 万円)	非課税仕入 420 万円

(2) 報告の目的について

「1」のように、実質的な負担がない消費税等相当額に対して補助金（交付金）を支出することは適切でないため、補助金（交付金）交付額から相応分を差し引く必要があります。

このため、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護分）交付要綱（以下「要綱」という。）において、交付金事業完了後に、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る仕入控除税額の報告を定めています。

(3) 報告について

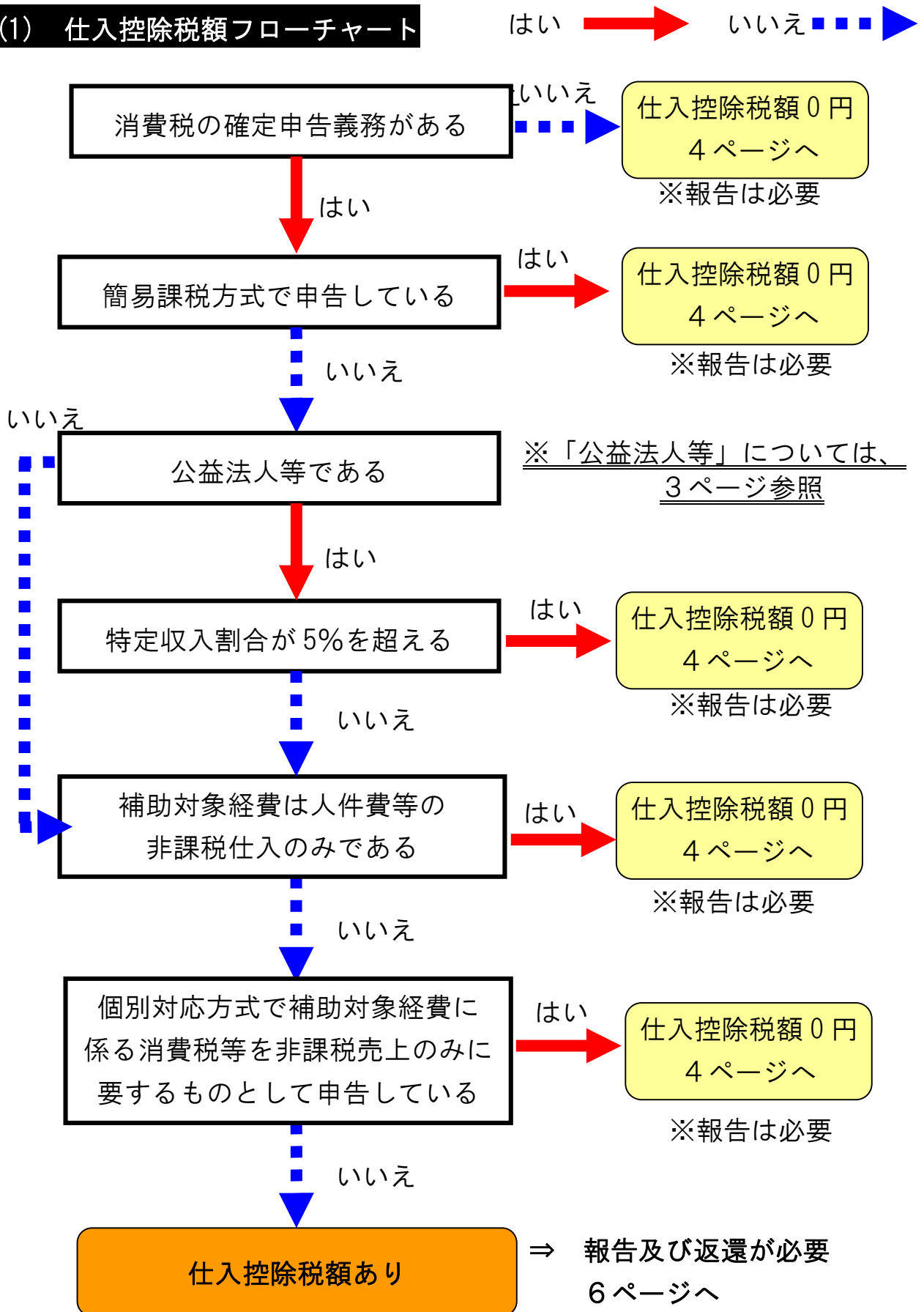
要綱において、「消費税及び地方消費税の申告により当該交付金にかかる消費税仕入控除税額等が確定した場合には、速やかに知事に報告しなければならない」と規定されています。（返還額が0円の場合も報告が必要です。）

報告された仕入控除税額については、後日、県に返還をしていただきます。

- ※仕入控除税額に算入できる額は、事業者の課税売上高や課税売上割合等によって計算方法が異なり、額が明らかになる時点も事業者によって異なります。
- ※仕入控除の適用があるのは課税事業者であり、免税事業者は適用となりませんが、その場合も報告は必要です。（免税事業者の場合は、0円として報告）

2 仕入控除税額（交付金返還額）の有無

(1) 仕入控除税額フローチャート



(2) 返還額が0円の場合

次のような事業者は、原則、返還金がありません。

- ・ 消費税の申告義務がない。
- ・ 簡易課税方式で申告している。
- ・ 公益法人等であり、特定収入割合が5%を超えている。
- ・ 補助対象経費が人件費等の非課税仕入のみである。
- ・ 補助対象経費に係る消費税等を、個別対応方式において、「非課税売上のみ」に要するものとして計上している。

※ただし、返還額が0円でも、県へ報告書の提出が必要です。

→4 ページへ

公益法人等とは？



地方公共団体の特別会計、一般財団法人、一般社団法人、学校法人、公益財団法人、公益社団法人、国民健康保険組合、国立大学法人、社会福祉法人、地方独立法人、独立行政法人、日本赤十字社等が該当します。

詳しくは消費税法別表第三を確認してください。

3 返還額が0円の場合の県への報告

(1) 提出方法

提出書類	提出方法	提出期日
確認書 (別紙2)	F A X 054-221-2142	令和3年9月17日(金)
下の(2)を参照	郵 送 〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 静岡県福祉指導課 交付金消費税係あて	令和3年10月8日(金)

(2) 郵送の提出書類

報告書の様式は、県福祉指導課ホームページからダウンロードしてください。

<https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-240/kaigo/fukushishidou-kaigo-toppage.html>

	返還額が0円の理由	提出書類
①	消費税の確定申告の義務がないため	(1) 様式5号(消費税仕入控除税額等報告書) (2) 消費税等の免税事業者であることを税理士等が証した書類(別紙3)
②	簡易課税方式により申告しているため	(1) 様式5号(消費税仕入控除税額等報告書) (2) 消費税及び地方消費税の確定申告書第3-(3)号様式の写し(第一表 簡易課税用)
③	消費税法第60条第4項に定める公益法人等(社会福祉法人、社会医療法人、一般社団法人など)で、特定収入割合(補助金、交付金、寄付金など)が5%を超えているため	(1) 様式5号(消費税仕入控除税額等報告書) (2) 消費税の確定申告書第3-(1)号様式の写し(第一表 一般用) (3) 消費税及び地方消費税の確定申告書の付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し (4) 消費税法第60条第4項に定める公益法人等で、特定収入割合が5%を超えていることが確認できる書類(任意様式)
④	補助対象経費が人件費等の非課税仕入のみであるため	(1) 様式5号(消費税仕入控除税額等報告書)
⑤	補助対象経費に係る消費税を、個別対応方式において、「非課税売上のみ」に要するものとして申告しているため	(2) 消費税の確定申告書第3-(1)号様式の写し(第一表 一般用) (3) 消費税及び地方消費税の確定申告書の付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し

※「消費税及び地方消費税の確定申告書」の写しについては、該当する課税期間分の当該申告書の写しを提出してください。

(3) 報告書（様式第5号）の記入例

返還額が0円の場合

様式第5号（用紙 日本産業規格A4縦型）

・ 公的機関等で文書番号があれば記入
・ 文書番号がなければ記入不要

第〇〇〇号
令和〇年〇月〇日

提出日を記入

静岡県知事 川勝平太 様

所在地 〇〇市〇〇〇〇〇

法人等名 株式会社〇〇〇〇

代表者名 代表取締役〇〇〇〇



申請法人等の所在地、法人等名、代表者役職名、代表者氏名を記載し、代表者印を押印する
(事業所名、施設長名、施設長印等は不可)

消費税仕入控除税額等報告書

最終の交付決定通知書に記載された年月日及び文書番号を記載。
(変更の交付決定を受けている場合は、最終の交付決定通知書を参照してください。)

令和〇年〇月〇日付け福指第〇-〇号により交付金の交付の決定を受けた新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護分）に係る消費税仕入控除税額等が確定したので、次のとおり報告します。

交付金の確定通知に記載された確定額を記載。今回は単位を「円」で記載してください！！

- | | |
|------------------------------------|-------------|
| 1 交付金の確定額 | 金〇,〇〇〇,〇〇〇円 |
| (令和△年△月△日付け福指第〇-〇-〇号による額の確定通知額) | |
| 2 交付金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等 | 金 0円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等 | 金 0円 |
| 4 交付金返還相当額（3の額から2の額を差し引いた額） | 金 0円 |

交付金の確定通知書に記載された年月日及び文書番号を記載。
文書番号が、福指第〇〇-〇-10号 となっているものです。

・ 返還額が0円の場合は、「2」「3」「4」は「0円」を記入

様式の右下にある 「連絡先欄」も忘れずにご記入ください。

4 返還額がある場合の県への報告

(1) 提出方法

提出書類	提出方法	提出期日
確認書 (別紙2)	F A X 054-221-2142	令和3年9月17日(金)
下の(2)を参照	郵 送 〒420-8601 静岡市葵区追手町 9番6号 静岡県福祉指導課 交付金消費税係あて	交付対象経費(補助対象経費) にかかる消費税の 確定申告後1か月以内 (最終 令和4年4月28日(木)) ※ただし、既に確定申告済の場 合は、令和3年10月29日(金)

(2) 提出書類

報告書の様式は、県福祉指導課ホームページからダウンロードしてください。
計算方法や記載例を同ホームページに掲載しています。必ず御確認ください。

<https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-240/kaigo/fukushishidou-kaigo-toppage.html>

	返還額が生じる理由	提出書類
①	課税売上割合が95%以上かつ課税売上高が5億円以下の法人等であるため	(1) 報告書(様式第5号) (2) 計算書(別紙4-①又は②又は③) (3) 消費税及び地方消費税の確定申告書の写し(第3-(1)号様式) (4) 消費税及び地方消費税の確定申告書の付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し (5) 公益法人等の場合は、特定収入の割合が確認できる資料(任意様式)
②	課税売上割合が95%未満または課税売上高が5億円超の法人等であって、個別対応方式により消費税の申告を行っているため	
③	課税売上割合が95%未満または課税売上高が5億円超の法人等であって、一括比例配分方式により消費税の申告を行っているため	

※「消費税及び地方消費税の確定申告書」の写しについては、該当する課税期間分の当該申告書の写しを提出してください。

(3) 返還の方法

提出された上記書類を県において確認後、交付金返還相当額の納付書をお送りしますので、指定の期日までに指定の金融機関にてお支払いください。

5 消費税仕入控除税額等に関するQ & A

No.	質問	回答
1	消費税仕入控除とは何のことか。	<p>消費税は、生産などの各取引段階で重複して税がかかることのないよう、課税売上げに係る消費税から課税仕入れ等に係る消費税を控除し（仕入税額控除）、税が累積しない仕組みとなっています。</p> <p>補助金は、消費税法上、課税対象とならない特定収入となるため、補助金として受けた消費税は、事業者の課税売上げに係る消費税には含まれません。</p> <p>しかし、補助事業において支払った消費税は課税仕入れ等に係る消費税に含まれるため、補助事業者は自ら負担していない消費税について控除を受けた場合、その控除額に含まれる補助金額を返還する必要があります。（本マニュアル1ページ参照）</p> <p>なお、消費税制度に関する疑義等については、税務署や税理士等に御照会願います。</p> <p>【参考】消費税のあらまし（R3.6 国税庁） URL：https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/aramashi/01.htm</p>
2	提出書類は何か。	<p>まずは「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護分）に係る消費税仕入控除税額等の確認書（別紙2）」をFAX（054-221-2142）で御提出願います。</p> <p>【提出期限：令和3年9月17日（金）】</p> <p>その後の手続きは確認書（別紙2）で選択した区分により異なります。「返還額が0円の場合」は、本マニュアル4～5ページを、「返還額がある場合」は、本マニュアル6ページをご確認ください。</p>
3	免税事業者かどうか分からない。	税理士又はお近くの税務署にお尋ねください。
4	免税事業者の提出書類は何か。	消費税仕入控除税額等報告書（様式第5号）及び消費税の免税事業者であることを税理士等が証した書類（任意様式）が提出書類です。作成の参考として別紙3を御活用ください。なお、担当の税理士がない場合、貴所の経理担当等の証明でも可能です。
5	特定収入とは何か。	<p>(1) 租税、(2) 補助金、(3) 交付金、(4) 寄附金、(5) 出資に対する配当金、(6) 保険金、(7) 損害賠償金、(8) 資産の譲渡等の対価に当たらない負担金、他会計からの繰入金、会費等、喜捨（きしゃ）金（お布施、戒名料、玉串料など）のことで。詳しくは、税理士又はお近くの税務署にお尋ねください。</p>

No.	質問	回答
6	<p>交付金返還額の計算方法や報告書様式への記載方法について教えてほしい。</p>	<p>福祉指導課ホームページでご案内しています。 仕入控除税額の計算方法（全額控除、個別対応方式又は一括比例配分方式）の別により、計算例をご確認ください。 https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-240/kaigo/fukushishidou-kaigo-toppage.html また、詳細は、税理士等にご確認ください。</p>
7	<p>確定申告書関係書類のうち、どれを提出したらいいのか。</p>	<p>納税方法や仕入控除税額等の計算方法によって異なります。 「返還額が0円の場合」は、本マニュアル4ページを、「返還額がある場合」は、本マニュアル6ページをご確認ください。</p>